

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社C営業所に所属して、タクシー乗務員として就労していた。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日、タクシーで走行中、交差点において信号無視で進入してきた自動車と衝突した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、D整形外科に受診し、「頸椎捻挫、胸椎打撲傷」と診断され、以後、複数の医療機関において、「両側頸部神経根症、脊髄症、外傷性頸部症候群、中心性頸髄損傷」の診断名で療養した結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）となった。

3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして、障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第5級に該当するものと認め、給付基礎日額を〇円として、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたが、請求人は本件処分に係る障害等級及び給付基礎日額を不服であるとして、本件処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分序

(略)

第4 争 点

本件処分における給付基礎日額が、監督署長において算定した〇円を超えるか、また、請求人に残存する障害が、障害等級第5級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件処分に係る請求人の給付基礎日額について

ア 労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日（ただし、賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3か月間（以下「算定期間」という。）に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、平均賃金を算定すべき事由の発生した日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。

イ 本件事故は、平成〇年〇月〇日に発生したものであるが、会社の乗務員賃金規程によると、賃金締切日は毎月〇日とされていることから、決定書理由に説示するとおり、算定期間は同年〇年〇月〇日から同年〇月〇日までとなる。

監督署長は、算定期間において請求人に支払われた各種手当を含む賃金を基礎として給付基礎日額を算定しているところ、一件記録を精査しても、こ

これらの賃金のほかに、未だ支払われていない賃金があることを認めるべき客観的な資料は存在せず、当審査会としても、当該賃金総額に基づき監督署長が算定した本件処分に係る給付基礎日額については、決定書理由に説示するており、誤りはなく、妥当なものであると判断する。

ウ なお、請求人は、要旨、本件事故により負傷する前に研修期間があつたため、賃金が少なくなり、給付基礎日額が下がってしまったので、当該研修期間の日数及びその期間中の賃金を含めずに給付基礎日額を算定してほしいと主張している。

この点について、請求人の出勤簿及び研修日程表をみると、請求人は平成〇年〇月〇日から同月〇日までの〇日間、研修に参加していたことがうかがえるが、決定書理由に説示するとおり、労基法第12条第3項には、算定期間から控除する期間及びその期間中の賃金が法定されており、請求人が主張する研修は、そのいずれにも該当せず、その日数及びその期間中の賃金を算定期間及び賃金総額から控除することはできないものであり、また、当該〇日間の報酬については、降車勤務補償として賃金総額に算入されていることから、請求人の主張を採用することはできない。

(2) 請求人に治癒後残存する障害の程度について

ア 治癒後残存する障害の程度やその障害が障害等級に該当するか否かについては、障害等級認定基準（以下「認定基準」という。）に従って判断することとされており、当審査会としても、認定基準に基づき、請求人に残存する障害について検討する。

イ 請求人に残存する障害について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書、同年〇月〇日付け「脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書」及び同年〇月〇日付け面談記録書において、中心性頸髄損傷による四肢の麻痺であると述べている。一方、F医師は、同月〇日付け意見書において、中心性頸髄損傷が起こった可能性を否定してはいないものの、同日付け面談記録書において、E医師の上記各意見は診察段階での臨床所見も根拠としていることを指摘した上で、具体的な麻痺の状態については、画像のみでは判断できないとして、脊髄症など他疾患の可能性を示唆している。

ウ 監督署長は、請求人が訴える症状と本件事故から〇か月以上経過後に撮影された画像による診断を論拠としたE医師の意見を根拠として、障害等級第

5級の1の2に該当すると判断しているところ、同医師は、上記面談記録書においては、要旨、請求人の痛みの原因是、心因性など複合的な要因があるとし、本当の原因については不明であると述べていることからみて、監督署長の上記判断には疑問が残るものといわざるを得ない。しかし、既にされた監督署長の処分を当審査会が請求人に対して不利益に変更することは許されないことから、当審査会としては、監督署長が判断した障害等級を変更しないこととする。

なお、請求人は、身体障害者手帳では3級であり、障害厚生年金でも当初は2級であったものの、その後3級に変更されたことから、労働者災害補償保険でも第3級相当ではないかと思うと主張しているが、障害厚生年金等においては、業務災害によらない傷病による障害についても加味するものとされており、労災保険法上の障害等級の決定とはおのずから異なるものであるから、同主張を採用することはできない。

(3) 以上からすると、本件処分に係る給付基礎日額は、監督署長が算定した〇円を超えるものとは認められず、また、請求人に残存する障害も、障害等級第5級を超えるものとは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件処分を取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。